

商業統計調査の概要

1 調査の目的

商業統計調査は、商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠

本調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第23号)であり、商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)によって実施されている。

3 調査の期日

平成19年調査は、平成19年6月1日現在で実施した。

本調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年(調査の2年後)に簡易な調査を実施している。

なお、昭和27年調査以降の年次別調査期日は下記のとおりである。

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和27年調査	9月1日	卸売・小売業、飲食店	" 57 "	6月1日	卸売・小売業、飲食店
" 29 "	9月1日	"	" 60 "	5月1日	卸売・小売業
" 31 "	7月1日	"	" 61 "	10月1日	一般飲食店
" 33 "	7月1日	"	" 63 "	6月1日	卸売・小売業
" 35 "	6月1日	"	平成元年調査	10月1日	一般飲食店
" 37 "	7月1日	"	" 3 "	7月1日	卸売・小売業
" 39 "	7月1日	"	" 4 "	10月1日	一般飲食店
" 41 "	7月1日	"	" 6 "	7月1日	卸売・小売業
" 43 "	7月1日	"	" 9 "	6月1日	"
" 45 "	6月1日	"	" 11 "	7月1日	" (簡易調査)
" 47 "	5月1日	"	" 14 "	6月1日	卸売・小売業
" 49 "	5月1日	"	" 16 "	6月1日	" (簡易調査)
" 51 "	5月1日	"	" 19 "	6月1日	卸売・小売業
" 54 "	6月1日	"			

*平成11年調査は総務庁事業所・企業統計調査と同時実施の簡易調査(第一回)

**平成16年調査は総務省の事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査と同時実施の簡易調査(第二回)

4 調査の対象

本調査は、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に掲げる「大分類J - 卸売・小売業」に属する、公営及び民営の事業所を対象とする。

例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所(売店等)、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。

また、料金を支払って出入りする有料施設(公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内、有料道路内)の中にある別経営の事業所についても調査の対象とする。ただし、前述以外の有料施設(劇場内、運動競技場内など)の事業所は、原則、調査の対象としない。

なお、調査期日に休業又は清算中の事業所、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とする。

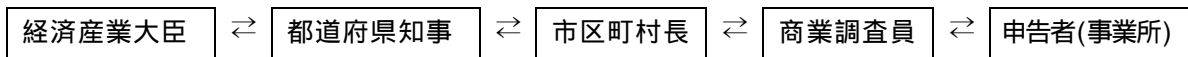
については、平成19年調査より調査を開始した。

5 調査の方法及び経路

本調査の調査方法及び調査経路は、以下のとおり。

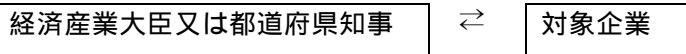
調査員調査方式

申告者(事業所)が、調査員によって配付された調査票に自ら記入し(自計方式)、調査員が回収する。



本社等一括調査方式

商業企業の本社・本店等が、傘下の事業所の調査票を事業所ごとに記入し、経済産業省又は都道府県へ一括して提出する。



6 産業分類について

産業分類とは

産業分類という産業とは、事業所(原則として単一の経営主体のもとで一定の場所を占め、従業者と設備を有して物の生産及び販売並びにサービスの提供が継続的に行われている場所をいう。)において社会的な分業として行われる物及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動をいう。

ここでいう経済活動には、営利的・非営利的活動を問わず、製造業や販売業のほか、医療、福祉、教育及び宗教なども含まれる。

産業分類とは、経済活動が主に物を生産する事業所であれば「農業」、「林業」、「製造業」等に、主に物を販売する事業所であれば「卸売・小売業(商業)」等に分類するというように、産業に携わる事業所を一定の基準によりグループ化することである。

産業分類の決定方法

本調査においては、原則として以下の方法によって産業分類を決定している。

卸売業、小売業の決定

事業所の年間商品販売額のうち、卸売販売額計と小売販売額計を比較して、多い方を当該事業所の業種とする。

産業分類中分類の決定

上記の結果、卸売業に分類された事業所は卸売販売額、小売業に分類された事業所は小売販売額のうち、商品分類番号の上 2 桁でグループ化した各合計額を比較して、合計額が最も多いグループの当該 2 桁番号を当該事業所の中分類番号とする。

産業分類小分類の決定方法

上記の結果、中分類に属する商品のうち、商品分類番号の上 3 桁でグループ化した各合計額を比較して、合計額が最も多いグループの当該 3 桁番号を当該事業所の小分類番号とする。

産業分類細分類の決定方法

上記の結果、小分類に属する商品のうち、商品分類番号の上 4 桁でグループ化した各合計額を比較して、合計額が最も多いグループの当該 4 桁番号を当該事業所の細分類番号とする。

当該調査においては、平成 14 年 3 月改定の「日本標準産業分類」を用いている。